

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 に基づく政府の取組について

令和2年1月14日

農林水産省
厚生労働省

1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（「輸出促進法」）に基づき、本年4月1日に農林水産大臣を本部長とする輸出本部を設置し、輸出先国との協議や手続の迅速化を図る。
- ・ 輸出本部の事務局として、農林水産省に「輸出先国規制対策課」（仮称）を新設。
- ・ 輸出に関する相談窓口の一元化、輸出証明書の申請・交付のワンストップ化等を実施。そのための予算を措置。

農林水産物・食品輸出本部（農林水産省に設置）

（本部長）
農林水産大臣

（本部員）
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 等

（事務局）
農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課（50名程度）

- （本部の事務）
- ・ 輸出促進に関する基本的な政策の企画立案及び推進
 - ・ 輸出に関する関係行政機関の事務調整
 - ・ 基本方針の策定
 - ・ 実行計画（工程表）の作成・進捗管理

予算措置（令和元年度補正、令和2年度当初）

海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化
（補正0.2億円、当初1億円）

輸出意欲のある事業者からの輸出先国の規制内容や証明書申請等に関する相談に一元的に対応するため、相談内容のデータベース化などの体制整備

輸出証明書の申請・交付のワンストップ化（当初7億円）

輸出のために必要な証明書の申請から受け取りまでワンストップで可能となるよう、利便性の高い一元化システムを構築

輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等
（補正1億円、当初3億円）

輸出先国の規制の緩和・撤廃に必要な情報や科学的データの収集・分析、外国政府の規制担当行政官の我が国への招へい、各国専門家集団を対象とした情報提供など規制緩和交渉を推進

2 基本方針及び実行計画（工程表）

輸出促進に関する基本方針、実行計画（工程表）を作成し、関係行政機関の事務の調整や進捗管理を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

基本方針の主要事項

輸出先国の政府機関との協議に関する事項

- － 輸出先国との協議についての各省の具体的な分担・連携関係
- － 輸出を拡大するために協議を戦略的に進める必要のある国・品目についての考え方 等

輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手続の整備に関する基本的な事項

- － 証明書の発行等についての各省や国と都道府県等の具体的な分担・連携関係
- － 都道府県等が遅延なく事務を行えない場合には国が直接事務を行うことを明記 等

工程表

施設認定の加速化や輸出先国との粘り強い協議により、**工程表の当初の101項目**とその後の追加項目(14)のうち、**対応済みのものも含め59項目(5割超)で大きく進展**

対応済みの項目

1 国内対応

米国及びEU向け牛肉処理施設のHACCP認定 【工程表No.1、5】
タイ向けEPA原産地証明書の効率化・簡素化 【No.24】

2 相手国・地域との協議への対応

EU向け家きん肉の輸出解禁 【No.40】
台湾向け牛肉の施設認定権限の移譲 【No.64】
タイ向け豚肉の輸出解禁 【No.76】
ベトナム向けりんごの検疫条件の緩和 【No.94】
など計28項目

大きな進捗があった項目

放射性物質規制の撤廃又は緩和 【No.38】
（【撤廃】：ブルネイ、フィリピン【緩和】：米国、マカオ、EU、EFTA 4カ国、シンガポール）
中国向け牛肉 【No.49】
（動物衛生検疫協定の署名、BSE・口蹄疫解禁令公告）
EU向けホタテの生産海域指定 【No.12】
など計31項目

新たに追加した項目

米国向けワイン・蒸留酒の容量規制 【No.113】
など計14項目

※引き続き87項目を対応

3 輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設の認定並びに事業者に対する支援

- ・ 輸出促進法の政省令により、輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設の認定の手続等を定める。
- ・ 上記手続については、農林水産省が一覧を作成し、輸出事業者に分かりやすい形で情報提供する。
- ・ 施設認定等に都道府県等が対応できない場合には、国が対応する。
- ・ 輸出事業計画の認定事業者を日本政策金融公庫による融資等で支援する。
- ・ HACCP等対応施設の整備事業等の予算措置により、施設整備などを支援する。

政省令規定事項

政令規定見込み事項

- － 輸出本部の庶務を行う課その他の輸出本部の運営に関する事項
- － 輸出証明書の発行等に係る手数料の額
- － 登録認定機関の登録の有効期間
- － 主務大臣の分担関係

省令規定見込み事項

- － 法律の対象となる農林水産物を原材料とする加工品の範囲
- － 輸出証明書の発行手続
- － 生産区域の指定手続
- － 加工施設の認定手続
- － 登録認定機関の登録等の手続
- － インターネット等を利用した公示手続

細目は主務大臣により公示
(国・品目ごとの手続明記)

融資・予算措置 (令和元年度補正、令和2年度当初)

日本政策金融公庫による融資 (農林水産物・食品輸出促進資金制度)

- － ハード整備と合わせて行うコンサル等のソフト経費、海外事務所の賃料・現地法人の設立・設備投資費を新たに融資対象に追加
- － 借入限度額を緩和 (HACCP資金の20億円上限の撤廃)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備事業

(補正68億円、当初15億円)

- － 食品製造事業者等の施設新設 (追加的経費)・改修、機器の整備、それと一体的に行うHACCP等の認証取得費、導入後の適切な管理・運用のための人材育成費等を支援

GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) に基づくグローバル産地づくりの推進

(補正5億円、当初8億円)

- － 生産者等への輸出診断、グローバル産地づくり計画策定 (ソフト・ハード事業の優先採択)、国際認証取得、水産物の輸入条件適合に必要な機器導入、加工食品輸出のための商品開発等に必要な機材の開発等の支援

輸出環境整備推進事業

(補正4億円、当初14億円)

(都道府県、登録認定機関等の体制強化、認証取得、検査機器導入等を支援)